

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社ラックランド			コード	9612
提出日	2024/8/8	異動（予定）日	2024/8/30		
独立役員届出書の提出理由	2024年8月30日開催の第54回定時株主総会にて取締役の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	若林 要	社外取締役	○														○	新任	有
2	重田 秀豪	社外取締役	○														○	新任	有
3	橋本 真樹夫	社外取締役	○														○	新任	有
4	沼井 英明	社外取締役	○														○	新任	有
5	大下 良仁	社外取締役	○														○	新任	有
6	横山 友之	社外取締役	○														○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		当社ガバナンス体制の抜本的な改善の観点から、取締役会の構成は社外役員の過半数化が望ましいこと、同氏の会社役員や経営者としての経験と実績を踏まえると、当社ガバナンス体制の抜本的な改善、当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断しました。また、継続的なモニタリングの観点から、今後の牽制機能・監査機能を果たすべき社外取締役（監査等委員を含む。）は、ガバナンス委員会と連続性があることが望ましいと考えられることから、ガバナンス委員会の外部委員である同氏を当社社外取締役として選定するのが適切であると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、金融商品取引所及び当社の定める独立性判断基準を満たしているものと判断しています。
2		当社ガバナンス体制の抜本的な改善の観点から、取締役会の構成は社外役員の過半数化が望ましいこと、同氏の会社役員や経営者としての経験と実績を踏まえると、当社社外取締役として、当社ガバナンス体制の抜本的な改善、当社グループの重要事項の決定に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、金融商品取引所及び当社の定める独立性判断基準を満たしているものと判断しています。
3		当社ガバナンス体制の抜本的な改善の観点から、取締役会の構成は社外役員の過半数化が望ましいこと、同氏は、不適切な会計処理によって特設注意市場銘柄（現在の特別注意銘柄）に指定された企業の取締役監査等委員として、同社の再建に尽力し、特設注意市場銘柄の指定解除に貢献された経験を有し、これらを経て得られた経験と見識に基づき、監査等委員である社外取締役として十分な役割を果たすことができると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、金融商品取引所及び当社の定める独立性判断基準を満たしているものと判断しています。
4		当社ガバナンス体制の抜本的な改善の観点から、取締役会の構成は社外役員の過半数化が望ましいこと、同氏は、弁護士として、法律事務に関する豊富な経験を有していることに加え、社外取締役の経験も豊富であることから、当社の経営に対してもかかる知見からの助言が期待でき、また、当社監査等委員として、当社ガバナンス体制の抜本的な改善、当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断しました。さらに、継続的なモニタリングの観点から、今後の牽制機能・監査機能を果たすべき社外取締役（監査等委員を含む。）は、ガバナンス委員会と連続性があることが望ましいと考えられることから、ガバナンス委員会の外部委員である同氏を当社監査等委員である社外取締役として選定するのが適切であると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、金融商品取引所及び当社の定める独立性判断基準を満たしているものと判断しています。
5		当社ガバナンス体制の抜本的な改善の観点から、取締役会の構成は社外役員の過半数化が望ましいこと、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、裁判官としての経験と弁護士としての経験の双方を有し、法律事務に関する豊富な経験を有していることに加え、当社の経営に対してもかかる知見からの助言が期待でき、また、当社監査等委員として、当社ガバナンス体制の抜本的な改善、当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断しました。さらに、継続的なモニタリングの観点から、今後の牽制機能・監査機能を果たすべき社外取締役（監査等委員を含む。）は、ガバナンス委員会と連続性があることが望ましいと考えられることから、ガバナンス委員会の外部委員である同氏を当社監査等委員である社外取締役として選定するのが適切であると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、金融商品取引所及び当社の定める独立性判断基準を満たしているものと判断しています。

6	<p>当社ガバナンス体制の抜本的な改善の観点から、取締役会の構成は社外役員の過半数化が望ましいこと、同氏は、公認会計士資格及び税理士資格を有し、大手監査法人での勤務経験、自らが代表を務める会計事務所の経営経験も有することから、当社の経営に対してもかかる知見からの助言が期待でき、また、当社監査等委員として、当社ガバナンス体制の抜本的な改善、当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できると判断しました。さらに、継続的なモニタリングの観点から、今後の牽制機能・監査機能を果たすべき社外取締役（監査等委員を含む。）は、ガバナンス委員会と連続性があることが望ましいと考えられることから、ガバナンス委員会の外部委員である同氏を当社監査等委員である社外取締役に選定するのが適切であると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、金融商品取引所及び当社の定める独立性判断基準を満たしているものと判断しています。</p>
---	--

#### 4. 補足説明

	<p>当社は、独立社外取締役候補者の選任にあたって、一般株主保護の観点から当該候補者の実質的な独立性を担保するため、当該基準をもとに合理的かつ可能な範囲で調査を実施した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断した場合に、独立性を有しているものと判断することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当社グループの(1)業務執行者</li> <li>2. 過去3年間において、以下のいずれかに該当する者       <ol style="list-style-type: none"> <li>A. (2)当社グループを主要な取引先とする者又はその(1)業務執行者</li> <li>B. (3)当社グループの主要な取引先又はその(1)業務執行者</li> <li>C. 当社から役員報酬以外に(4)多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士等の会計専門家又は弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人・組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）</li> <li>D. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有する者）又はその業務執行者</li> <li>E. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者の業務執行者</li> <li>F. 当社グループの(1)業務執行者のうち(5)重要な者の配偶者又は二親等以内の親族</li> <li>G. 上記A.～E. の(1)業務執行者のうち(5)重要な者の配偶者又は二親等以内の親族</li> <li>H. 当社グループと(6)社外役員の相互就任の関係にある上場会社の出身者</li> <li>I. 当社グループから(4)多額の金銭その他の財産の寄付を受けている者又はその(1)業務執行者</li> </ol> </li> </ol> <p>〔注〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 業務執行者 会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者(社外を含む取締役、執行役員その他これらに準ずる者および使用人)をいう。監査役は含まない。</li> <li>(2) 当社グループを主要な取引先とする者 人事、資金、技術、取引等において関係会社と同程度の緊密な関係が認められ、当社グループがその者の事業等の意思決定に対して重要な影響を与え得る関係にある者をいう。</li> <li>(3) 当社グループの主要な取引先 当社グループにおける事業等の意思決定に対して、関係会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先(法人・個人)をいう。       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 販売先 直近事業年度における連結売上高2%以上の支払いを、当社グループに行った取引先をいう。</li> <li>② 仕入先又は外注先 直近事業年度における連結売上高2%以上の支払いを、当社グループから受けた取引先をいう。</li> <li>③ 融資先 直近事業年度末における当社の連結総資産の100分の2以上の額を、当社グループに融資している取引先をいう。</li> </ol> </li> <li>(4) 多額の金銭その他の財産 過去3事業年度の平均の取引額が、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結売上高の2%超をいう。</li> <li>(5) 重要な者 A及びBについては各会社・取引先の役員・部長クラスの者、Cの所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士(いわゆるアソシエイト)を含みます。 をいう。</li> <li>(6) 社外役員の相互就任 当社グループの出身者が現任の社外役員を務めている上場会社から当社に社外役員を迎え入れることをいう。</li> </ol> <p>以上</p>
--	---

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
  - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
  - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
  - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
  - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
  - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。